

監督署の窓



労働者協同組合法について

我が国では、少子高齢化が進む中、人口が減少する地域において、介護、障害者福祉、子育て支援、地域づくりなどの幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が求められています。こうした中、令和4年10月から、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとして、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原칙とする組織である「労

働者協同組合」に関する法人制度が、スタートしました。

令和5年12月6日時点において、1都1道1府22県で計65法人が設立されています。

◎労働者協同組合法の概要

【目的】



ポスター「労働者協同組合法で新しい仕事が生まれています」(厚生労働省ホームページより)

- 【基本原理】
組合員は出資の必要があること
- 組合員が出資する
- 組合員が組合の行う事業に従事することにより組合の資本形成を図ります。

活力ある地域社会の実現に資することを目的としています。

意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

組合員は、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護などの家庭の事情などで一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

が必要な事業については株式会社の株主と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権を保有しています。

2、組合員の議決権、選挙権は平等

- 【労働者協同組合の主な特色】
1、地域における多様な需要に応じた事業ができる
2、その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されるこ

これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

1、地域における多様な需要に応じた事業ができる

2、その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されるこ

が必要な事業についてはその規制を受けます。

NPO法人(認証主義)や企業組合(認可主義)と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律に定めた要件を満たし、登記をすれば法人格が付与されます(準則主義)。また、これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人がいれば組合を設立できます。組合は法人格を持ったため、労働者協同組合の名義で契約などをす

4、意見反映の重視

組合員が平等の立場で、話し合い、合意形成をはかりながら事業を実施します。また、組合は定款

が組合員として出資し、事業が行わることを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進します。

このことを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定める

この等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進します。

議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して、事業・経営を行います。

組合員は、1人1個の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して、事業・経営を行います。

組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原

則とする組織である「労

にどのように意見反映を行ふかを明記し、理事は意見反映状況とその結果を総会で報告します。

5、組合員は労働契約を締結する必要がある

組合は組合員との間で労働契約を締結します。これにより、組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護されます。

6、出資配当はできない（非営利）

剩余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて（従事分量配当）行うことができます。

7、都道府県知事による監督を受ける
都道府県知事に決算関係書類などを提出する必要があるなど、都道府県知事による監督を受けます。

※ 詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【特設サイト】「知りたい！労働者協同組合法」 <https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」

【お電話でのご相談も可能です】 労働者協同組合法 相談窓口

📞 0120-237-297 (受付時間 平日9:00~17:00)

無災害記録証授与制度のご案内

無災害記録証授与制度

厚生労働省では、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、無災害記録証を授与しています。これは無災害であった労働時間数に応じて、第1種から第5種まで5段階の無災害記録証を授与できる制度で、事業場からの申請に基づいて厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証が授与されます。無災害であった労働時間数は業種によって異なることのほか、労働者数が100名未満か、以上であるかによっても異なります。

申請・お問い合わせは、名古屋北労働基準監督署安全衛生課 (☎ 052-961-8654) まで。

中小企業無災害記録証授与制度

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。表彰の対象となる事業場は、中小企業に属し、労働者が10人以上100人未満の事業場です。無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あります。

申請・お問い合わせは、中央労働災害防止協会愛知県支部 (☎ 052-221-1439) まで。